

船橋市本町駐車場指定管理者募集要項等に関する質問への回答

| No | 質問内容 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 過去の指定管理者が発行した回数券について ①過去の指定管理者が発行した回数券の対応は指定期間平成18年度から令和2年度のものだけが対象でしょうか。 ②対応が必要な回数券は現在の回数券の金額と同額でしょうか。 ③対応が必要な回数券利用分の料金は、どこに帰属されますでしょうか。 | 募集要項15ページ10(2)③に記載の注意事項に則していないため、無回答とします。 |
| 2 | 1号機を使用している業者からの依頼について 別途教務を依頼される可能性があるとのことですが、具体的にどのような業務をご教授ください。 | 具体的な業務内容については把握しておりませんが、共用部分においては相互利用が見込まれますので、1号機を使用している事業者と協議願います。 |
| 3 | 利用料を免除する自動車への対応について 船橋市本町駐車場規定第20条以外で、市役所利用者や市の関係施設利用者に対する減免はないとの認識でよろしいでしょうか。 | (資料7)船橋市本町駐車場管理規程第20条に記載のとおりです。 |
| 4 | 船橋スクエア21管理組合との調整について 船橋スクエア21管理組合との調整とは具体的にどのような内容をご教授ください。 | 船橋スクエア21管理組合との調整事項は必要に応じて具体化されますことから、現時点でお示しできる内容はありません。 |
| 5 | 駐車場への入出庫について 係員が誘導、指示を行う「北側出入口若しくは南側入口」とは、道路や歩道付近ではなく、(資料2-2)の平面図で色が塗ってある駐車場管理区分内の出入口との認識でよろしいでしょうか。 | お問い合わせの内容について相違ありません。 |
| 6 | 第三者委託について 駐車場誘導員を第三者に委託することは可能との認識でよろしいでしょうか。 | 募集要項4ページ3に記載のとおりです。 |
| 7 | 共通回数券の取り扱いについて 「船橋北口駐車場」と「船橋市本町駐車場」で指定管理者が別事業者となった場合、現指定管理者が発行されている共通回数券の取り扱いがどうなるかご教授ください。 | 令和7年度までに発行された回数券は、その額面に応じて両駐車場の利用料に充当され、売り上げは回数券を販売した者に帰属されます。 |
| 8 | 駐車料金精算機の設定について 駐車料金の設定を把握するため、現在の駐車料金精算機の設定印字を開示いただくことが可能であればお願いいたします。 | 駐車料金精算機の設定については(資料1)3ページ記載の内容を参考に ご検討をお願いします。 |
| 9 | 駐車料金の減免内容について 現指定管理者が行なっている駐車料金の減免内容と減免方法を ご教授ください。 | 【減免内容】 次の方が運転する又は同乗する自動車について、駐車開始から引き続き1時間を経過する時間までの使用料を免除しています。ただし、最大料金制度を適用することで減免以上の効果が得られる場合は、最大料金制度のみといたします。 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)療育手帳の交付を受けている方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (4)戦傷病者手帳の交付を受けている方 (5)被爆者健康手帳の交付を受けている方 【減免方法】 減免方法につきましては指定管理者が収支処理を行っていることから、各事業者にてご検討をお願いします。 |
| 10 | 駐車場機器について 現在使用されている駐車料金精算機、駐車券発行機、定期券発行機、また減免に使用されている機器がもしあるようであれば、品名や型番をご教授ください。 | 募集要項7ページ6(5)に記載のとおりです。 なお、現時点で、引継ぎ機器について協議を行っていないため把握しておりません。 |
| 11 | 管理規約について 船橋スクエア21管理規約を開示願います。規約の開示が難しい場合は、特に注意すべき事項についてお示し下さい。 | 船橋スクエア21管理規約は管理組合の所管となりますので規約の開示及び注意すべき事項について、回答を差し控させていただきます。 |
| 12 | 指定管理者が負担する修繕に要する経費について 指定管理者が負担する1件あたり50万円未満の経費は、募集要項6(2)①アの駐車場管理運営経費に含まれますか。 | 含まれます。 |
| 13 | 指定管理者が負担する物品の修繕または購入に要する経費について 利用料収入をもって修繕、または購入をした際の経費は、募集要項6(2)①アの駐車場管理運営経費に含まれますか。 | 含まれます。 |
| 14 | 船橋駅周辺駐車場案内システム運営協議会への参画に要する経費について 「指定管理者は、運営協議会の規約及び運営等に関する要綱の規定等を遵守するとともに、総会等への参加、運営管理費の負担、駐車場情報の更新に必要な装置及びそれらに付帯する設備の設置等を行うものとし、これらに要する経費の一切を、指定管理者が利用料収入で賄うべき経費として負担する」とありますが、この経費は申請書類4収支予算書に記載が必要でしょうか。 収支予算書に記載が必要な場合は、いつから、いくら見込むべきかをお示し下さい。 | 募集要項8ページ6(6)に記載のとおり、現在は、休止しており再開の見込みはありませんが、過去に協議会が運営されていた際は、年2回程度の会議がありました。 以上を踏まえ、経費をお見込みください。 |
| 15 | 駐車場機械入れ替え工事の影響について 駐車場機械の入れ替え工事により、普通車及びハイルーフ車の台数が何台になるかお示し下さい。 また、(資料1)1船橋市本町駐車場 利用実績から、令和5年度に同様の工事が実施されたものと推測できますが、工事期間中どの程度利用台数が減少したかを把握するため、令和5年度の1ヶ月ごとの利用実績をお示し下さい。 申請書類4収支予算書に、入れ替え工事による減収を反映する場合は、任意の年度を仮定して作成すれば良いでしょうか。 | 普通車及びハイルーフ車の台数が何台になるかについては未定ですが、記載内容を参考に想定し、ご提案をお願いします。 |
| 16 | 施設及び設備の維持管理の範囲について 「ア 施設及び設備等の保守点検・補修・修繕(満空表示看板及び船橋スクエア21管理規約等に該当する施設等含む)」とありますが、業務仕様書【1】1管理対象施設及び(資料4)物品一覧表に記載されている以外に保守点検を要するもの(特に専門業者への委託が必要と思われるもの)があればお示し下さい | (資料3)1ページ及び(資料4)1ページに記載のとおりです。 |
| 17 | 船橋市に引き継がれる物品について 現在は現指定管理者に所有権があるが、現指定管理者の業務が終了した際、貴市に引き継がれる物品の一覧(製品名・型番)と設置年月をお示し下さい。 特に、料金精算機、機械式駐車場連動操作盤、レジ、入出庫操作盤や、それ等に付随する機器一式が含まれるかを確認したいです。 また、貴市に引き継がれた物品は次期指定管理者が使用することは可能でしょうか。 | No.10の回答と同様の内容になります。 |
| 18 | 誘導及び案内の範囲について 誘導及び案内は駐車場内での業務であり、警備業法に基づく資格が必要な交通誘導警備業務は含まれないと理解してよろしいでしょうか。 | お問い合わせの内容について相違ありません。 |
| 19 | 過去の指定管理者が発行した回数券の精算について 過去の指定管理者が発行した回数券が利用された場合、回数券の利用料は過去の指定管理者の収入となっていることから、次期指定管理者の利用料収入には含めないという認識でよろしいでしょうか。 利用料収入に含める場合(募集要項6(2)納付金の算定基準となる場合)は、回数券を販売した過去の指定管理者または貴市に回数券利用額の精算を求める事は可能ですか。または次期指定管理者の不利にならない措置は講じられますか。 | No.7の回答と同様の内容になります。 なお、回数券による売上と回数券の使用において、著しく乖離が生じた場合は、市との協議になります。 |
| 20 | 優先駐車の特約について 「規定第16条 ・定期券による駐車場所の特定または優先駐車の特約はできない。」とあります。 一般的に、駐車場の定期券には「①場所は特定できないが必ず駐車ができるように枠を確保する(入庫保証あり)」場合と、「②普通利用の枠が空いていれば駐車可能だが、満車の場合は駐車できない(入庫保証なし)」場合があります。規定第16条の「優先駐車の特約はできない」は、②入庫保証なしの運用を想定してよろしいでしょうか。 それとも、「他の順番待ちの車両より優先して入庫ができる」という事でしょうか。 | (資料7)船橋市本町駐車場管理規程第16条に記載のとおりです。 |
| 21 | 管理規約について 入出庫の取り扱い時間は8時から24時までですが、指定時間外に緊急で出庫の依頼があった場合でも、翌日の出庫可能時間までお待ち頂くように案内してもよろしいでしょうか。 | 天災等の緊急事態は別として、(資料7)船橋市本町駐車場管理規程第5条に記載のとおりです。 |
| 22 | 管理規約について ふなばし市民まつりなど、周辺で大規模及び交通規制を行う日などの特別な対応はございますでしょうか。 | 令和6年度はふなばし市民まつりの際に交通規制があり、北側出入口の使用を制限し、南側入口より出入りを行いました。 |
| 23 | 管理規約について 利用料(定期券・回数券含む)において、既に規定外料金の対象はございますでしょうか。ございましたら詳細をお教えください。 | (資料1)3ページ7に記載のとおりです。 |
| 24 | 指定管理者が負担する修繕に要する経費について 過去3年以内に船橋市、指定管理者が行った修繕の一覧をお示し下さい。 | 【船橋市】 令和4年度:3号機修繕(電気部品交換等、10,340千円) 令和5年度:4号機修繕(電気部品交換等、7,098千円)、2号機ハイルーフ化等(127,631千円) 令和6年度:3号機、4号機修繕(チェーンサイドローラー交換、庫内センサー交換等、5,969千円) 【指定管理者】 令和4年度:なし 令和5年度:料金所ドアノブ交換(47,000円) 令和6年度:なし |
| 25 | 指定管理者が負担する物品の修繕または購入に要する経費について 過去3年以内に船橋市、指定管理者が購入した物品の一覧をお示し下さい。 | 【船橋市】(資料4)1ページに記載のとおりです。 【指定管理者】No.10の回答と同様の内容になります。 |
| 26 | 申請書類4の枚数について 「船橋市本町駐車場指定管理者募集要項」18ページ、④注意事項、エに「既に設定された枚数(総枚数及び各項目ごとの枚数)、枠の大きさ、余白等の設定については変更をしないでください。」との記載がありますが、この内容について質問させていただきます。 ①ホームページからダウンロードができる申請用紙(4)では、各項目ごとに1ページが充てられており、最終ページは8ページになっております。 ②6. 経費の削減(2)収支予算書には、「書式を複写し令和8~12年度の5か年分につき年度ごとに作成してください。」との記載がございます。 以上のことから1ページ「1. 効用の最大化」、2ページ「2. 平等利用の確保」、3ページ「3. 利用者サービスの向上」、4ページ「4. ニーズ対応」、5ページ「5. 安全管理」、6ページ「6. 経費の削減」、7ページ~11ページ「収支予算書(令和8年度~令和12年度)」、12ページ「7. 安定した管理運営」となり、各項目につき、1ページ、総ページが12ページとなるのでしょうか。 例えば、「1. 効用の最大化」の項目を2ページにわたり記載し、その結果総ページが13ページになることは認められないのでしょうか。 以上、ご回答のほど、よろしくお願いたします。 | 申請書類の既に設定された枚数については、各項目につき1ページ、総ページが12ページとなります。 |
| 27 | 大規模改修について 「中央公民館」の大規模改修の記載がございますが、「船橋市民文化ホール」の改修に関しては予定されていないのでしょうか? | 船橋市民文化ホールについても令和7年12月以降2年程度にわたり休館を予定しています。 |